

定 款

(2 0 2 3 年 3 月 2 日 改 定)

櫻 島 埠 頭 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、櫻島埠頭株式会社と称し、英文では SAKURAJIMA FUTO KAISHA, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 港湾運送・海上運送・内航海運業
2. 貨物自動車運送・貨物利用運送業
3. 倉 庫 業
4. 船舶代理業、損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
5. 容器製造ならびに販売業
6. 各種工事の設計ならびに施工請負業
7. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業
8. 石材の採取販売業
9. 毒物、劇物の製造および販売業
10. 産業廃棄物処理業
11. 食品等の売買
12. 発電および売電事業
13. 輸送、荷役用機器の売買および賃貸ならびにその代理業
14. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、400 万株とする。

2. 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 8 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料その他株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第 17 条 当社の取締役は 8 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 25 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

- 第 26 条 当会社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項の規定を準用する。

(監査役の任期)

- 第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 30 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 34 条 当社は、毎年 3 月 31 日を期末配当の基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。